

にいがた



▲ほくほく線と雪の信濃川〈十日町市〉

Contents

- 春は異動の季節です
- 協会けんぽからのお知らせです
- 社会保険軟式野球大会のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

春は異動の季節です

～健康保険・厚生年金保険の手続きを忘れずに行いましょう～

従業員を採用したときは

「被保険者資格取得届」を5日以内にご提出ください。

資格取得日は入社日です。試用期間であっても報酬の支払があれば、その期間の初日が資格取得日となります。

従業員が退職したときは

「被保険者資格喪失届」を5日以内にご提出ください。

健康保険被保険者証（本人・被扶養者全員分）と健康保険高齢受給者証（該当者）を忘れずに添付願います。資格喪失日は、退職した日の翌日となりますので正確にご記入願います。

被扶養者に異動があったときは

「被扶養者（異動）届」を5日以内にご提出ください。

被扶養者が就職した等で、被扶養者から外れる場合は、必ず健康保険被保険者証（被扶養者分）の添付をお願いします。

被保険者の住所が変わったときは

「被保険者住所変更届」を速やかにご提出ください。

変更後の郵便番号及び住所のフリガナを忘れずにご記入願います。

届書類の
ご提出先は

日本年金機構 新潟事務センター
〒950-8611 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル2階
※郵送のみの受付となります。受付窓口や駐車場はありません。

健康保険・厚生年金保険に 加入すべきかどうかの判断が必要です。

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所に勤務する従業員は、原則としてすべての方が、健康保険・厚生年金保険に加入することが必要です。

ただし、勤務時間が少ない場合など、一定の条件に満たない方は、適用事業所に勤務していても加入できない場合があります。従業員を採用したら、まずは加入すべきかどうかの判断が必要です。

? 被保険者になる人はどんな人?

アルバイトなどで、臨時的に雇用期間を2カ月以内と定めて雇用した場合は、加入する必要はありません。

適用事業所に常時使用され、労務の対価として報酬を受ける人は、国籍や本人の意思などに関わらず、すべての方の加入が必要です。

? パートタイマーの人はどうなるの?

パートタイマーとして働く方の加入が必要かどうかは、働く方の勤務時間、勤務日数、就労形態、就労内容などを総合的にみて判断されます。

パートタイマーが被保険者となる目安

①②のいずれにも該当する方は、加入する必要があります。

①勤務時間

1日の所定労働時間が一般社員の3/4以上

②勤務日数

1カ月の所定労働日数が一般社員の3/4以上

※日によって勤務時間が変わる場合等は週又は月の勤務時間で判断します。

資格取得日は…

入社日（使用されることになった日）が資格取得日になります。
試用期間であっても報酬の支払いがあれば、その期間の初日が資格取得日になります。また、資格取得日を誤って届けた場合は、資格取得日の訂正が必要です。

報酬月額とは…

基本給、通勤・家族手当などの全ての固定的な報酬に残業手当などの全ての非固定的な手当の支給見込額を加えた額となります。

また、食事、住宅などが現物支給される場合は、「現物によるものの額」として報酬に含まれます。

※このページでご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

働きながら年金を受給されている 65歳以上の方の在職停止の計算方法が、 平成23年4月から変わります。

65歳以上の在職老齢年金の基準となる月額が47万円から46万円に、平成23年4月（平成23年6月定期支払分）から変更されます。

基本月額とは…………… 加給年金額を除いた老齢厚生年金の月額

総報酬月額相当額とは…(その月の標準報酬月額)+(その月以前1年間の標準賞与額の合計)÷12

(例1)基本月額と総報酬月額の合計が46万円以下のとき

老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額:1,200,000円

標準報酬月額 : 200,000円

直近1年間の標準賞与額の合計額 :1,200,000円(600,000円×2回)

基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+300,000円=400,000円

…400,000円≤460,000円となるため

支給停止額=0円(全額支給)

(例2)基本月額と総報酬月額の合計が46万円をこえるとき

1 老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額:1,200,000円

標準報酬月額 : 300,000円

直近1年間の標準賞与額の合計額 :1,200,000円(600,000円×2回)

基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+400,000円=500,000円

支給停止額=(100,000円+400,000円-460,000円)×1/2×12
=240,000円

2 老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額:1,200,000円

標準報酬月額 : 500,000円

直近1年間の標準賞与額の合計額 :1,200,000円(600,000円×2回)

基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+600,000円=700,000円

…700,000円>460,000円となるため

支給停止額=(100,000円+600,000円-460,000円)×1/2×12
=1,440,000円

1,440,000円(支給停止額)>1,200,000円(年金額)

この場合は報酬比例部分が全額支給停止となります。

※60歳から65歳までの方の総報酬月額相当額の基準が47万円から46万円に変更されます（総報酬月額相当額が46万円以上の方が該当）。なお、基本月額の28万円の基準に変更はありません。



協会けんぽからのお知らせです

(全国健康保険協会)

平成23年度の健診について～1年に1回は健診を受けましょう～

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康保持・増進のため、健診と健康づくりの支援を行っています。

加入者（ご本人）様は、協会けんぽが契約した健診機関で「生活習慣病予防健診」が、加入者（ご家族）様は、市町村で実施する住民健診（集団健診）会場等で「特定健康診査（特定健診）」が受けられます。（一部の市を除きます）

平成23年度の生活習慣病予防健診申込書及び特定健診の受診券は、4月上旬に事業所様へお送りいたしますので、事業主様には大変お手数をお掛けいたしますが、**送付される受診券を従業員様を通じて対象となるご家族へお届けくださいますようお願いいたします。**

また、従業員様の健診につきましても、**協会けんぽが健診費用の一部を補助する「生活習慣病予防健診」**を是非ご利用ください。

【お申込みから受診までの流れ】

生活習慣病予防健診（ご本人）

<対象:35歳から74歳まで>

①事業所へ健診申込書を送付

該当する方のお名前などを印字した健診申込書を4月上旬に送付します。

②受診を希望する健診機関に予約をする

協会けんぽと契約している健診機関で予約をしてください。

③協会けんぽに申込書を送付

健診申込書に予約済み年月日、健診機関コード等を記入して協会けんぽへ送付してください。

④健診の案内文書などの送付

予約した健診機関から案内文書や検査容器などが送付されます。

健康保険証、健診費用（自己負担金）を持参して受診してください。



特定健康診査（ご家族）

<対象:40歳から74歳まで>

①事業所へ受診券を送付

対象となるご家族の名前などを印字した受診券を加入者（ご本人）様がお勤めの事業所様あてに送付します。

（4月上旬に生活習慣病予防健診の申込書等と併せて送付します）

②受診券の配布

事業所様から従業員様を通じて対象となるご家族にお届けください。

③受診を希望する健診機関に予約をする

協会けんぽと契約している健診機関で予約をしてください。

なお、各市町村（一部を除く）で実施する集団健診会場でも受診できます。

④健診を受ける

受診券、健康保険証、健診費用（自己負担金）を持参して受診してください。

※受診券発送の対象は平成22年12月末時点で加入されているご家族の方です。平成23年1月以降に加入された方は受診券の申請が必要になりますのでご注意ください。

※協会けんぽが契約する健診機関は、4月にお送りする申込書等に同封されるリーフレットか、協会けんぽのホームページにてご確認ください。

■ 健診後の健康サポート（保健指導）を行っています

加入者（ご本人）様のうち、一般健診の結果からメタボリックシンドロームの予防が必要と思われる方を中心に、生活習慣を見直すための健康サポート（保健指導）を実施しています。この機会に生活習慣の改善に取り組みましょう。

保健指導をご希望される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

上記にかかるお問い合わせは

【保健グループ】 TEL.025-242-0264

協会けんぽ新潟支部 TEL.025-242-0260（代表）
〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階

新潟支部のホームページ

協会けんぽ 新潟

検索

社会保険ボウリング新潟県大会の結果

平成22年度社会保険ボウリング新潟大会を開催しました。
2月19日（土）新潟市の新潟交通シルバーボウルにおいて、県下各地区を勝ち抜いた22チームにより、ハイレベルな戦いが繰り広げられました。
今年度は、柏崎支部代表の“株式会社リケン 柏崎事業所”チームが3ゲームトータル1,769ピンで優勝しました。
結果は次の通りです。



優勝 株式会社 リケン 柏崎事業所 1,769ピン
準優勝 株式会社 双葉製作所 1,717ピン
第3位 大新合板工業株式会社 1,688ピン
(3ゲームトータル)
ハイゲーム賞
244ピン 池乗 和行さん (株式会社 双葉製作所チーム)



社会保険事務講習会開催のご案内

3月に開催しました社会保険事務講習会には多数のご参加をいただきありがとうございました。
平成23年度も社会保険事務を担当する方を対象として、5月から事務講習会を開催します。
なお、詳しい日程等につきましては、広報誌「社会保険にいかた」に掲載しお知らせします。

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第3水曜日（10:00～15:00）
- 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第4月曜日（10:00～15:00）
- 阿賀町役場[東蒲原郡阿賀町津川580]……………毎月第3水曜日（10:00～15:00）

※阿賀町役場会場は3月で終了となります。

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

4月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

会 場	相談日	時 間	会 場	相談日	時 間
五 泉 市 福 社 会 館	21(木)	10:00～15:00	柿 崎 商 工 会	20(水)	10:00～15:00
阿 賀 町 役 場 本 庁	27(水)	10:00～15:00	市民交流センターネーブルみつけ	27(水)	10:00～15:00
佐 渡 中 央 会 館	20(水)	13:30～16:30	阿 賀 野 市 水 原 公 民 館	20(水)	9:30～12:30
両 津 地 区 公 民 館	21(木)	9:00～11:30	村 上 市 役 所	13(水)	10:00～15:00
小 木 町 商 工 会	21(木)	8:50～11:00		27(水)	10:00～15:00
小 出 商 工 会	13(水)	10:00～15:00	十日町地域地場産業振興センター (クロス 10)	14(木)	10:00～15:00
糸 魚 川 市 役 所	13(水)	10:00～15:00		28(木)	10:00～15:00
	27(水)	10:00～15:00			

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなります。

（佐渡中央会館のみ終了時間の20分前までです。）

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

社会保険軟式野球大会のご案内

主催・財団法人 新潟県社会保険協会

軟式野球新潟大会の各地区大会を次の日程で開催します。
新潟県大会の会場は、昨年に引き続き「HARD OFF ECOスタジアム新潟」で開催予定です。
なお、新潟県大会への出場資格は、各支部の地区大会優勝チームが参加することになります。



- 参加資格** 県内の社会保険に加入している事業所
- 主将会議** 申込みのありましたチームには社会保険協会各支部からご連絡します。
- 申込方法** 申込書(ホームページから取得可です)に記入し、所属支部へファックスで申込みください。
- 所属支部名** 下越地区事務センター(新潟東、新潟西、三条、新発田支部) FAX 025-290-3201
中越地区事務センター(長岡、六日町支部) FAX 0258-31-8099
上越地区時無センター(上越、柏崎支部) FAX 025-527-4890

地区大会の日程

支部名	開催日	場所	申込締切日
新潟東	6月4日(土) 予備日6月11日(土)	新潟市営鳥屋野球場	5月16日(月)
新潟西	6月5日(日) 予備日6月12日(日)	新潟市営鳥屋野球場	5月16日(月)
三条	5月14日(土) 予備日5月21日(土)	三条・燕総合グラウンド野球場	5月6日(金)
新発田	5月21日(土) 予備日5月28日(土)	新発田市五十公野公園野球場	5月6日(金)
長岡	5月21日(土) 予備日5月22日(日)	長岡市信濃川南部運動公園軟式野球場	5月6日(金)
六日町	6月4日(土) 予備日6月5日(日)	二日町グラウンド	5月16日(月)
上越	5月21日(土) 予備日5月22日(日)	今泉スポーツ広場野球場	5月6日(金)
柏崎	6月12日(日) 予備日6月19日(日)	柏崎市荒浜運動場	5月17日(火)
県大会 (協会本部)	7月30日(土)・31日(日)	HARD OFF ECOスタジアム新潟(予定)	



「施設利用会員証」について(お願い)

「施設利用会員証」の更新手続きにつきましては、「社会保険にいがた」2月号でご案内させていただいておりますが、更新未了の事業所は早めに手続きをお願いします。



「まちなか健康相談」実施場所の変更

平成23年4月より実施場所が次のとおり変更となります。多数の方からご利用していただきますようお願いいたします。

変更前

「ふれ愛古町」(旧大和デパート1階)

変更後

新潟日報カルチャースクール新潟教室
新潟市中央区万代1-6-1 パスセンタービル4階

※相談日は、基本的に毎週月曜日の午後1時から4時までとなっています。

健康づくり
標語コンクール入選作品

健康でも 年に一度は 健康診断